

## 本号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う、同一の事由により条例による  
傷病補償年金等と他の法令による年金たる給付とが併給される場合における当該  
傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備

### 二 内容

傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金とが併給される場合に傷病補償年金  
又は休業補償の額に乗じる調整率の改定

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日